

現在、市では、狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の犬の登録や、狂犬病予防注射済票の交付を行っています。この予防注射は、動物病院のほか4月から6月にかけて地区公民館などで実施しています。また、飼い犬などに関する苦情が市にあった場合は、県とともに飼い主の訪問を行い、指導・助言を行っています。

鳥取県では、放浪犬の保護・収容などのほか、鳥取県動物愛護管理推進計画に基づき、犬・猫などの飼い主に、命ある動物の一生を面倒みる自覚と責任を

中核市になるとどう変わる？「保健衛生分野④」

中核市
お知らせ
コーナー

平成30年4月1日
鳥取市は中核市に移行予定



vol.10

犬・猫などの動物愛護・管理のサービスを一元化

持っていたり、相談・指導を行っています。また、やむを得ず収容された犬・猫について、適切に飼育していただける人への譲渡を進めるなど、動物をめぐるトラブルの防止と、人と動物が共生する社会づくりを推進しています。

中核市になると、県で行っているこれらの業務を市が引き継ぐとともに、市のこれまでの業務とあわせて、犬・猫などの動物愛護・管理に関するサービスを、市に一元化して行います。



本庁舎 中核市推進局
0857-20-3125

生活環境課
0857-20-3218

chukakushi@city.tottori.jp
0857-20-3040

kanryo@city.tottori.jp
0857-20-3045

ぜひインターネットでご回答ください
「平成28年経済センサス - 活動調査」を実施します

経済センサス
活動調査

本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3156 ☎ 0857-20-3040

- 平成28年6月に実施する経済センサス - 活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。
- 調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。
- 支社などがない事業所には、調査員が直接伺い、調査票を平成28年5月末までにお届けします。
- 支社などがある企業などには、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。

全国すべての事業所・企業のみなさんが対象です



経済センサス - 活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成28年6月1日

経済センサス 2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

もう申請されましたか？
マイナンバー（個人番号）カード

マイナンバーカード（個人番号カード）は、希望者に交付されるICチップ付のカードです。表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。初回の交付手数料は無料です。（「個人番号カード」は「マイナンバーカード」の法律上の正式名称です。）

☎ 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3121 ☎ 0857-20-3040



マイナンバーカードでできること

- ◆マイナンバーを利用する手続きだけでなく、さまざまな場面で身分証明書として利用できます。
 - ◆本市では、平成29年度からマイナンバーカードを使用して、住民票の写し・印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付（注1）の導入を予定しています。
 - ◆平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログイン（注1）をはじめ、e-Taxなど各種の行政手続のオンライン申請（注2）などに利用できます。
- （注1）ご利用には、カードに利用者証明用の電子証明書を設定する必要があります。
（注2）ご利用には、カードに署名用の電子証明書を設定する必要があります。

申請方法

1. 郵送による申請
通知カードと一体になっているマイナンバーカードの交付申請書を切り取り、必要事項を記入のうえ、顔写真を貼付して、同封の返信用封筒で郵送してください。
返信用封筒を紛失した場合は、世帯の中で別々に申請する場合は、下記送付先までお送りください。この場合の封筒および送料は、送付者の負担となります。
【申請書の送付先】
〒219-8650
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛
2. スマートフォン・パソコンによる申請
スマートフォンまたはデジタルカメラで写真を撮影し、申請用WEBサイトにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真のデータを添付のうえ送信してください。
3. まちなかの証明写真機による申請
画面の案内に沿って、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。顔写真を撮影し、画像や内容などを確認のうえ申請ボタンを押すと申請が完了します。
市内の対応写真機設置箇所は以下のとおりです。
●イオン鳥取店北側1階入口横（屋外駐車場前）
●イオンモール鳥取北店1階東側入口横（屋外宝くじ売り場横）
●ファミリーマート鳥取駅前店
（注）転居や婚姻などで申請書の記載内容が変わった場合は、1～3のいずれの申請方法も、お持ちの交付申請書は使用できませんので駅前庁舎市民課 ☎ 0857-20-3492・3493 へご相談ください。
※マイナンバーカードの申請方法について、詳しくは、通知カードに同封のパンフレットをご覧ください。

セキュリティもしっかり！マイナンバーカード

マイナンバーカードのICチップ内には券面記載情報（氏名・住所・マイナンバーなど）のみ記録され、税関係情報や年金関係情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。ICチップ内の情報を不正に入手しようとすると、自動的に記録情報を消去する機能などの防御機能があるため、チップ内の情報は不正に読みとれないようになっています。

マイナンバーカードを申し込まれた人へ

マイナンバーカードは、全国の市区町村が事務を委任している「地方公共団体情報システム機構」（J-LIS）が一括して申請を受け付け、作成しています。現在、J-LISには全国から多くの申請が集中しており、カードの発行に相当な時間を要する状況となっています。

また、本市においても、J-LISから受領したマイナンバーカードの交付準備作業に時間を要しており、交付窓口などをお知らせする交付通知書をお送りするまでに、相当の時間が必要となっています。大変ご迷惑をおかけしますが、交付通知書がお手元に届くまでお待ちください。

◆鳥取市コールセンター
☎ 0570-0857-78（全国共通ナビダイヤル）
期間 6月30日（木）まで 8:30～17:15
（土日祝日を除く）
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

◆国のコールセンター
☎ 0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）
時間 平日 9:30～20:00
土日祝日 9:30～17:30
（年末年始を除く）